

第 383 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 383 回三木市議会定例会(令和 6 年 9 月 2 日開会)に提出する議案 15 件(条例関係 3 件、補正予算関係 5 件、決算の認定関係 7 件)の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 49 号議案 三木市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について(デジタル推進課)

ア 改正理由

新たな電子申請システムを導入し、運用を開始するに当たり、三木市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

- (ア) 電子申請における本人確認の方法について、個人番号カードの利用の追加を行う。
- (イ) 手数料又は使用料の納付方法について、電子情報処理組織の利用を追加する。
- (ウ) 個人番号カードを利用した場合の添付書類の省略について、追加する。

ウ 施行期日

令和 6 年 10 月 1 日

(2) 第 50 号議案 三木市税条例の一部を改正する条例の制定について(税務課)

ア 改正理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

- (ア) 個人住民税関係
 - a 公益法人等に係る市民税の課税の特例
公益信託に関する法律の課税標準の計算(みなし課税)を定める規定について、地方税法附則の改正により削除する。
- (イ) 固定資産税関係
 - a 非課税の規定の適用に係る申告
私立学校法改正による条ずれに伴う地方税法改正にあわせて改正する。

ウ 施行期日

- (ア) (2)イ(ア) 公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 30 号)の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

(1) (2)イ(1) 令和7年4月1日

(3) 第51号議案 土地改良補助金交付条例及び三木市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について(農地整備課)

ア 改正理由

補助金創設当時にはなかった国や県の補助・起債制度が創設されていることに鑑み、それらの制度の活用が困難な事業を対象とするよう制度を見直す。これに伴い、所要の改正が必要となるため、土地改良補助金交付条例及び三木市土地改良事業分担金徴収条例を改正する。

イ 改正内容

(ア) 土地改良補助金交付条例

a 対象事業の明確化

(a) 対象となる事業費に関し、国庫補助等を受けた場合は、当該補助を受けた部分の事業費を除く旨を明記する。

(b) 関連する受益戸数が1戸のみの事業は、対象外とする旨を明記する。(防災事業を除く。)

b その他規定の整理

(イ) 三木市土地改良事業分担金徴収条例

土地改良補助金交付条例の改正に合わせ、用語の改正を行うほか、必要な規定の整理を行う。

ウ 施行期日

(ア) 土地改良補助金交付条例 令和7年4月1日

(イ) 三木市土地改良事業分担金徴収条例 令和6年10月1日

2 補正予算関係 【別添「令和6年度9月補正予算(案)の概要」参照】

(1) 第52号議案 令和6年度三木市一般会計補正予算(第2号)

(2) 第53号議案 令和6年度三木市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(3) 第54号議案 令和6年度三木市介護保険特別会計補正予算(第1号)

(4) 第55号議案 令和6年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

(5) 第56号議案 令和6年度三木市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

3 決算の認定関係 【別添「令和5年度決算見込の概要」参照】

(1) 第57号議案 令和5年度三木市一般会計歳入歳出決算の認定について

(2) 第58号議案 令和5年度三木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認

- 定について
- (3) 第 59 号議案 令和 5 年度三木市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (4) 第 60 号議案 令和 5 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (5) 第 61 号議案 令和 5 年度三木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (6) 第 62 号議案 令和 5 年度三木市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
 - (7) 第 63 号議案 令和 5 年度三木市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について